

## 監査公告第1号

### 定期監査結果に基づき観光推進部が講じた措置の公表

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による定期監査の結果に基づき講じた措置について、観光推進部から報告がありましたので同条第14項の規定によりその内容を別紙のとおり公表します。

令和2年4月13日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 林 茂信

## 観光推進部定期監査結果にかかる対応報告

### 監査結果（抜粋）

#### 監査意見

- ・石川県九谷焼美術館紀要「九谷を拓く」事業について、次のとおり意見を付す。

本書は九谷焼、とりわけ古九谷の魅力をもつ美術的、歴史的、文学的アプローチを通して内外に発信することにある。それをふまえると、作家、識者がランダムに思いの丈を書くだけでは、石川県九谷焼美術館としての意図が見えないように思う。3年目を迎えるにあたり、編集方針を再考ないしは明確化してはどうか。加賀市にある美術館として「古九谷は加賀」という論拠を強く出して、古九谷加賀説の牙城となるよう取り込まれることを期待する。

「石川県九谷焼美術館紀要「九谷を拓く」事業について紀要の編集方針を再考ないしは明確化してはどうか。」

#### 対応

石川県九谷焼美術館紀要を発行して4年目を迎えるにあたり、九谷焼を専門とする学芸員が日々調査研究している知識をもって、全国の「古九谷は加賀である」ことに精通した研究者にアプローチし、それぞれの研究者の論文を紀要に反映しました。現在、九谷焼に関して問題となっているのは、「古九谷伊万里論」が引き起こしているものであり、「九谷を拓く」の題目にふさわしい論文を多くの有識者に執筆していただくことによって、九谷焼の認知向上につながるものです。

紀要の発行は九谷焼に関する調査研究の推進に寄与するものであり、運営委員の中から選ばれた九谷焼の有識者である編集委員が、各人それぞれに積み上げられた九谷焼に関する知識をもって判断した研究者に執筆を依頼していきます。